

山口県報

平成21年
7月14日
(火曜日)

目次

- 規則
- 山口県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則(税務課).....
- 優良宅地等の認定に関する規則の一部を改正する規則(建築指導課).....
- 公安委規則
- 山口県警察本部組織規則の一部を改正する規則.....



山口県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年七月十四日

山口県知事 二井 関成

山口県規則第五十五号

山口県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則

山口県税賦課徴収条例施行規則(昭和四十五年山口県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

別記第六十五号様式(その四)、別記第六十六号様式(その五)及び別記第六十七号様式(その四)中「産業活力再生特別措置法」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」及び「第13条第1項」を「第39条の2第1項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

優良宅地等の認定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年七月十四日

山口県知事 二井 関成

山口県規則第五十六号

優良宅地等の認定に関する規則の一部を改正する規則

優良宅地等の認定に関する規則(昭和四十九年山口県規則第四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第三十一条の第二項第十五号八、第六十二条の第三項第十五号八」を「第三十一条の第二項第十四号八、第六十二条の第三項第十四号八」に改める。

第五条第一項中「第三十一条の第二項第十五号八又は第六十二条の第三項第十五号八」を「第三十一条の第二項第十四号八又は第六十二条の第三項第十四号八」に、「第三十一条の第二項第十五号又は第六十二条の第三項第十五号」を「第三十一条の第二項第十四号又は第六十二条の第三項第十四号」に改める。

第八条第一項中「第三十一条の第二項第十六号二、第六十二条の第三項第十六号二」を「第三十一条の第二項第十五号二、第六十二条の第三項第十五号二」に改め、同項ただし書中「第三十一条の第二項第十六号二又は第六十二条の第三項第十六号二」を「第三十一条の第二項第十五号二又は第六十二条の第三項第十五号二」に改め、同項第一号中「第三十一条の第二項第十六号二又は第六十二条の第三項第十六号二」を「第三十一条の第二項第十五号二又は第六十二条の第三項第十五号二」に改める。

別記第一号様式の表中「第31条の2第2項第15号八」を「第31条の2第2項第14号八」及び「第31条の2第2項第15号八」を「第31条の2第2項第14号八又は第62条の3第4項第15号八」に改める。

別記第七号様式の表中「第31条の2第2項第16号二」を「第31条の2第2項第15号二」及び「第31条の2第2項第16号二」に改める。

別記第七号様式の表中「第31条の2第2項第16号二」を「第31条の2第2項第15号二」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



山口県警察本部組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年七月十四日

山口県公安委員会

山口県公安委員会規則第八号

山口県警察本部組織規則の一部を改正する規則

山口県警察本部組織規則（昭和二十九年山口県公安委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項総務課に関する部分第八号を次のように改める。

八 被疑者の取調べの適正を確保するための監督の措置に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。